

2021 春季生活闘争 連合栃木における取り組み

2021 春季生活闘争スローガン
**誰もが希望持てる社会を実現！
安心・安全に働く環境整備と
「底上げ」「底支え」「格差是正」で！**

1. 連合栃木 2020 年度 地域ミニマム運動 賃金調査結果概要
2. 都道府県別リビングウェイジ(単身世帯及び2人世帯)
3. 「2020 地域ミニマム運動」都道府県 産業別特性値
(2021 地域ミニマム・規模計)
4. 連合の賃金実態
5. 連合加盟構成組織の要求内容
6. 2021 地域ミニマム運動の取り組み[最低到達水準の提起]
7. 中小共闘センターの取り組み

回答ゾーンの設定

以下の回答ゾーンを設定し闘いを進める。各構成組織は回答ゾーンを踏まえた交渉日程の調整や必要な戦術設定の準備を進め、ヤマ場への集中と 3 月月内決着をめざす。

①第1 先行組合回答ゾーン 3 月15 日(月)～19 日(金)

【ヤマ場 3 月16 日(火)～18 日(木)】

②第2 先行組合回答ゾーン 3 月22 日(月)～26 日(金)

③3 月月内決着集中回答ゾーン 3 月27 日(土)～31 日(水)

1. 連合栃木 2020 年度 地域ミニマム運動 賃金調査結果概要

2020 年度賃金実態調査結果（主に地場及び従業員 300 人以下事業所の加盟組合を対象）は **6 産別、30 組合**（2019 年度 32 組合）、8,033 人（2019 年度 10,448 人）のデータの提供を受け、集計・分析した。回答者の構成は、産業別に「製造業 7,702 人（2019 年度 10,166 人）」、「交通・運輸業 281 人（2019 年 237 人）」、「商業・サービス業 50 人（2019 年 45 人）」で、男女別では「男性 7,036 人（2019 年 9,084 人）」、「女性 997 人（2019 年 1,364 人）」となった。

（1）平均賃金

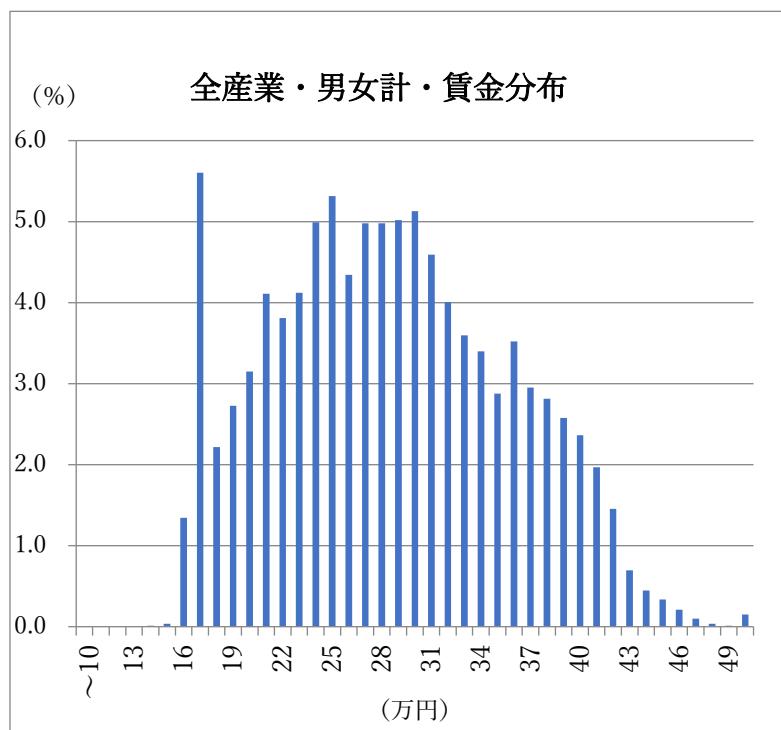
		集計対象 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 (年)	平均賃金 (円)	平均賃金 (前年・円)	上昇率 (%)	傾き (円)
全産業		8,033	38.1	14.4	290,138	304,882	-4.84	6,839
性別	男性	7,036	38.3	14.5	294,200	309,890	-5.06	6,996
	女性	997	36.6	13.5	261,473	271,529	-3.70	4,922
産業	製造業	7,702	37.9	14.5	292,679	307,342	-4.77	7,145
	交通・運輸業	281	44.0	13.3	218,965	203,456	7.62	1,394
	商業・サービス業	50	42.8	7.2	298,676	283,463	5.37	5,159
規模	29人以下					306,494		
	30～99人	665	39.1	13.9	264,658	261,157	1.34	3,734
	100～299人	1,929	38.7	15.0	261,588	263,066	-0.56	4,694
	300～999人	3,364	38.1	15.4	302,466	328,038	-7.80	8,224
	1000人以上	2,075	37.2	12.4	304,859	308,815	-1.28	7,284

※傾き(円)は、20～40歳の1次回帰式による賃金の1歳当たり上昇額

※これまでの調査経過

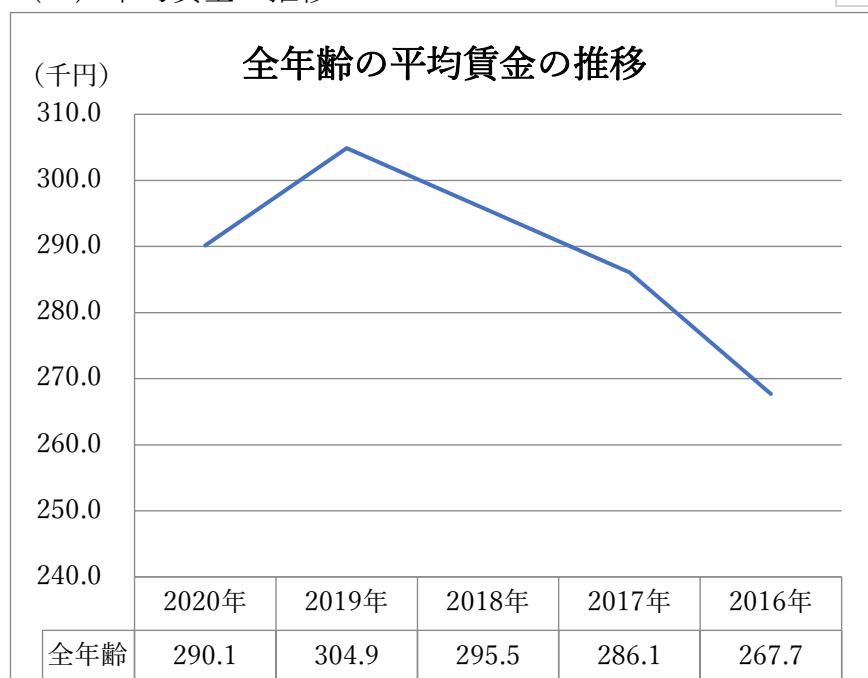
年度	産別	組合	全体人数 平均賃金	中小（300 人未満）人数 平均賃金
2020 年度 [2019 年春闘調査]	6 産別	32 組合	10,448 人 304,882 円	2,188 人（20.1%） 262,686 円
2019 年度 [2018 年春闘調査]	5 産別	44 組合	8,208 人 306,900 円	2,215 人（26.9%） 264,739 円
2018 年度 [2017 年春闘調査]	7 産別	29 組合	9,911 人 289,100 円	1,855 人（18.7%） 271,292 円
2017 年度 [2016 年春闘調査]	6 産別	52 組合	8,729 人 267,700 円	2,519 人（28.9%） 270,172 円
2016 年度 [2015 年春闘調査]	7 産別	35 組合	8,197 人 272,100 円	1,309 人（16%） 253,400 円
2015 年度 [2014 年春闘調査]	11 産別	25 組合	6,082 人 275,800 円	1,750 人（28.8%） 258,300 円

(2) 賃金別人員分布



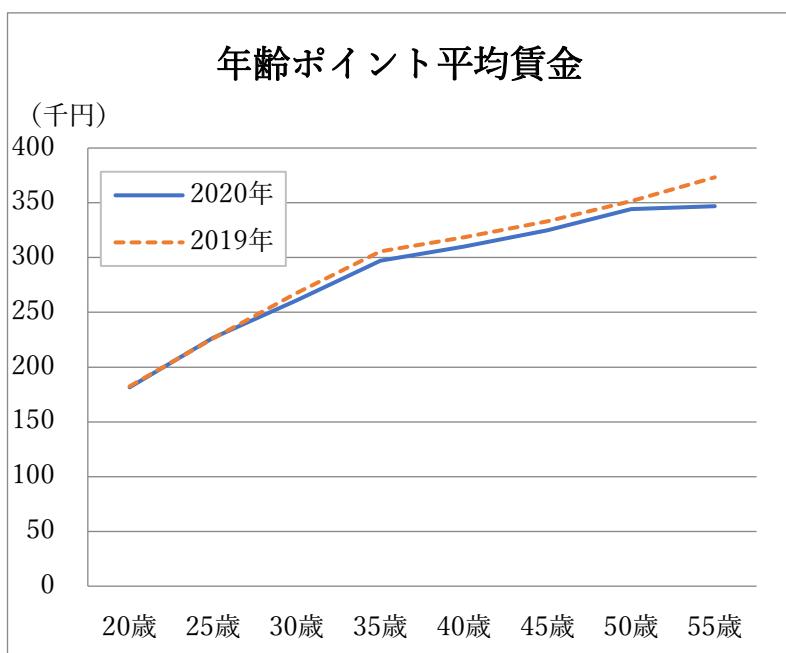
賃金額(万円)	(%)	人数
~10	0.00	0
11	0.00	0
12	0.00	0
13	0.00	0
14	0.01	1
15	0.04	3
16	1.34	108
17	5.60	450
18	2.22	178
19	2.73	219
20	3.15	253
21	4.11	330
22	3.81	306
23	4.12	331
24	4.99	401
25	5.32	427
26	4.34	349
27	4.98	400
28	4.98	400
29	5.02	403
30	5.13	412
31	4.59	369
32	4.01	322
33	3.60	289
34	3.40	273
35	2.88	231
36	3.52	283
37	2.95	237
38	2.81	226
39	2.58	207
40	2.37	190
41	1.97	158
42	1.46	117
43	0.70	56
44	0.45	36
45	0.34	27
46	0.21	17
47	0.10	8
48	0.04	3
49	0.01	1
50~	0.15	12

(3) 平均賃金の推移



	全年齢
2020年	290.1
2019年	304.9
2018年	295.5
2017年	286.1
2016年	267.7

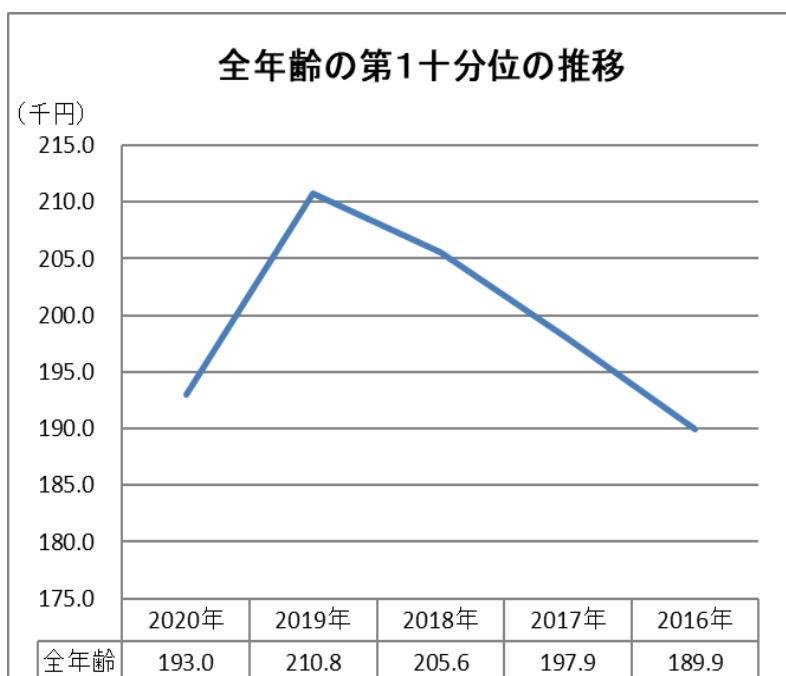
(4) 年齢ポイント平均賃金



(千円)

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
20歳	181.6	182.5	179.7	174.4	173.5
25歳	226.7	226.3	220.9	213.1	207.9
30歳	261.0	267.7	254.0	251.1	240.4
35歳	297.3	305.7	292.1	282.1	268.7
40歳	310.2	318.4	299.8	300.9	290.2
45歳	325.0	333.2	327.3	326.8	300.1
50歳	344.4	351.6	350.1	345.1	321.2
55歳	346.9	373.3	368.6	365.9	339.2
全年齢	290.1	304.9	295.5	286.1	267.7

(5) 年齢ポイント別中位数・第1十分位



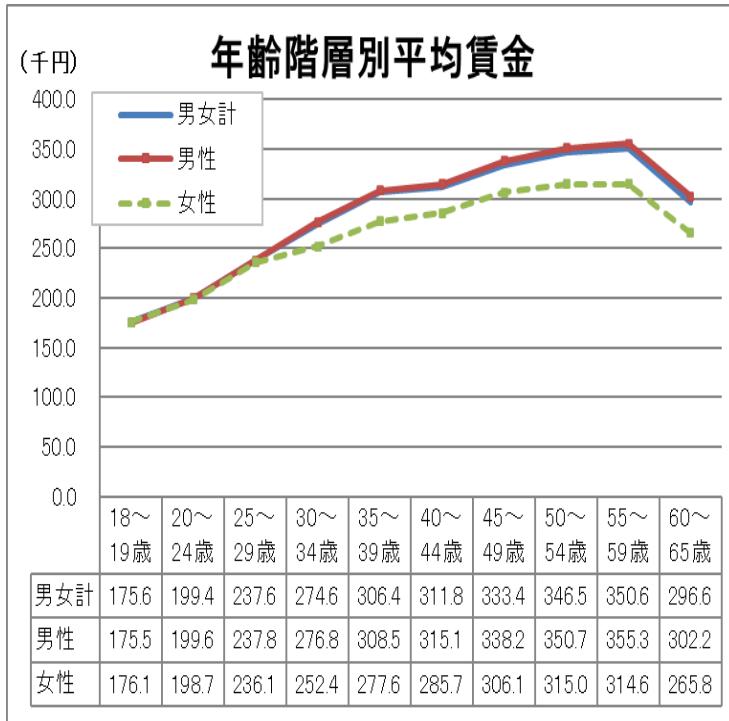
(千円)

	中位数		第1十分位	
	2020年	2019年	2020年	2019年
20歳	178.9	179.1	171.8	172.5
25歳	227.3	223.2	200.7	200.0
30歳	256.0	264.3	219.0	231.9
35歳	293.4	303.6	233.9	244.3
40歳	307.0	317.9	240.2	258.5
45歳	317.8	333.3	255.6	267.7
50歳	346.1	360.2	258.4	282.7
55歳	355.5	382.5	267.1	287.3
全年齢	286.7	300.4	193.0	210.8

	全年齢
2020年	193.0
2019年	210.8
2018年	205.6
2017年	197.9
2016年	189.9

(6) 年齢階層別賃金

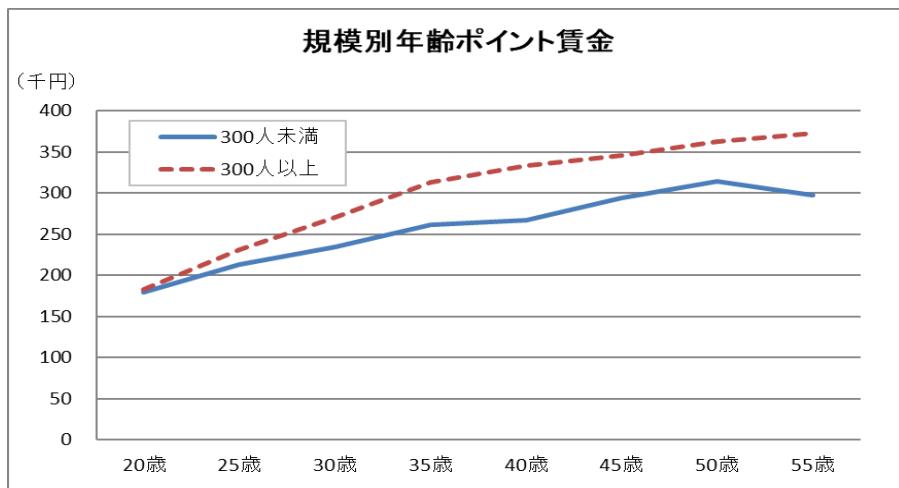
(千円)



	男女計		男性		女性		男女間格差
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年
18~19歳	175.6	177.0	175.5	177.2	176.1	176.4	100.4
20~24歳	199.4	203.6	199.6	202.5	198.7	208.3	99.6
25~29歳	237.6	242.4	237.8	243.4	236.1	237.3	99.3
30~34歳	274.6	281.1	276.8	284.1	252.4	259.6	91.2
35~39歳	306.4	310.4	308.5	312.8	277.6	283.9	90.0
40~44歳	311.8	321.3	315.1	325.0	285.7	296.2	90.7
45~49歳	333.4	339.8	338.2	345.6	306.1	309.0	90.5
50~54歳	346.5	366.3	350.7	371.3	315.0	321.9	89.8
55~59歳	350.6	375.4	355.3	381.9	314.6	313.0	88.6
60~65歳	296.6	275.2	302.2	276.7	265.8	218.9	88.0

※男女間格差=女性／男性×100(男性=100)

(7) 規模別集計



	300人未満	300人以上
20歳	179	182
25歳	213	232
30歳	234	271
35歳	262	313
40歳	267	334
45歳	294	346
50歳	314	363
55歳	297	372

	29人以下		30~99人		100~299人		300~999人		1000人以上	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
20歳			180.2	187.4	178.8	178.5	179.7	182.3	193.0	183.4
25歳		201.0	256.5	217.1	205.8	209.6	228.6	236.0	235.6	228.5
30歳			246.9	240.4	228.7	242.5	261.9	276.5	279.7	272.8
35歳			266.9	262.6	260.0	259.1	309.3	313.6	317.5	318.8
40歳			257.2	267.8	270.8	289.1	341.1	332.2	326.2	329.2
45歳			296.2	298.6	293.2	300.6	344.4	357.5	348.6	328.1
50歳		379.8	334.7	289.4	302.7	312.9	369.3	365.7	347.9	362.9
55歳		298.8	320.4	302.1	291.7	298.8	375.0	382.7	366.5	383.6
全年齢		306.5	264.7	261.2	261.6	263.1	302.5	328.0	304.9	308.8

(8) 2021 地域ミニマム運動の取り組み

賃上げ交渉を有効に展開するためには、要求の根拠を明確にすることが重要であり、まず自社の賃金実態や地域の賃金水準を把握し、中小企業の賃金を働きの価値に見合った水準に引き上げる。

- ① 「地域ミニマム賃金」より低い賃金をなくすため、各組合において、単組ごとに集計された職場の賃金プロット（年齢別賃金階級別人員分布表）等をもとに低い賃金がないか、などを点検し是正に向けて取り組む。

第1十分位全体平均 188,100円

② 賃金制度を確立する【年齢別賃金中位数／年齢別賃金中位数と1歳格差額から】以下の点を確認・検討する。

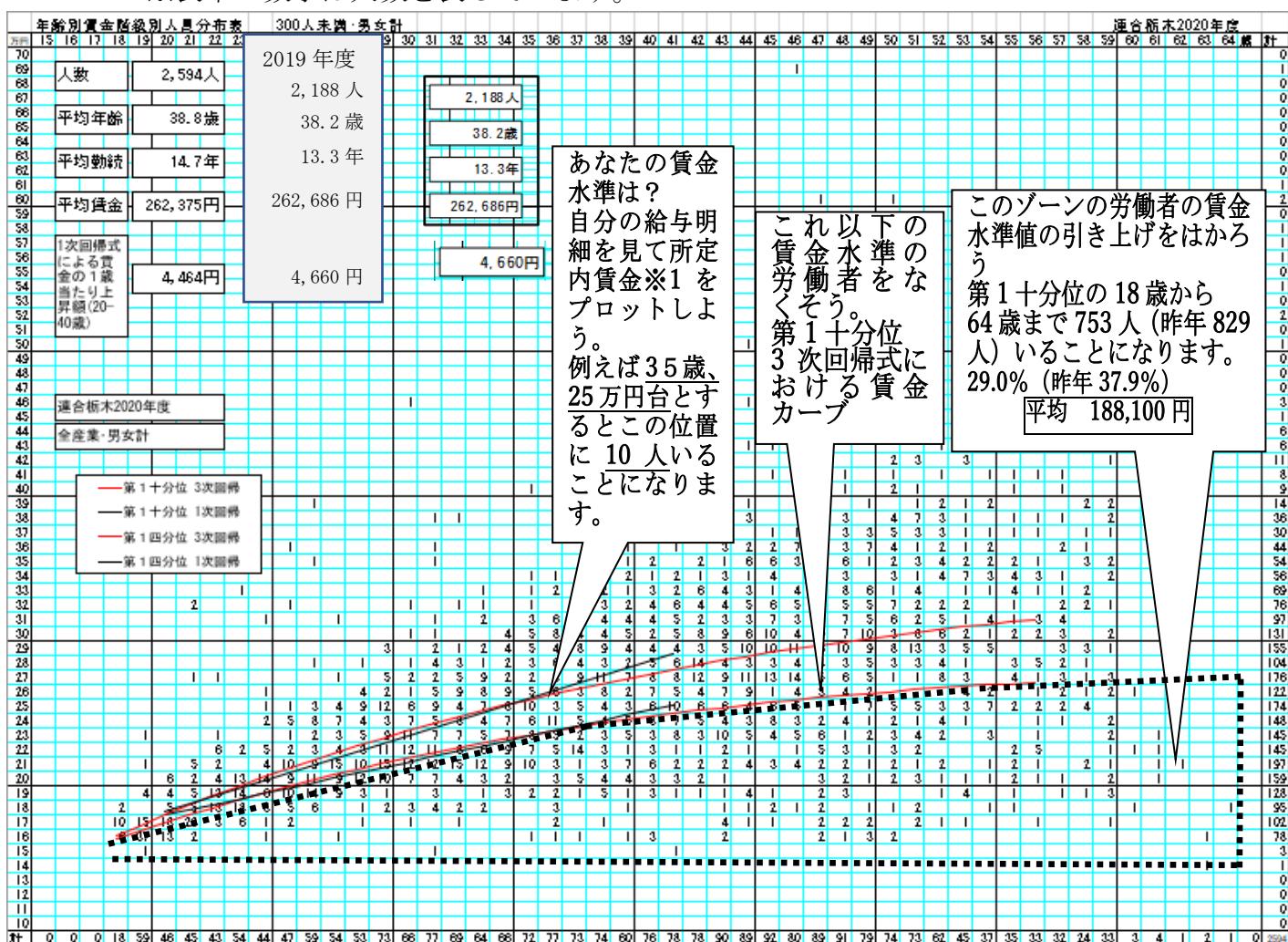
◎ 業種や全産業に比べ、賃金カーブは立ち上がっている（上回っている）か。

カーブが寝ている（下回っている）ようであれば、改善をはかる。

◎ 「1歳格差額」を定昇額とし、賃金カーブの確立をはかる。

2020年度賃金実態調査：個別賃金分布表（企業規模300人未満・全産業・男女計）

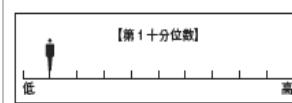
※表中の数字は人数を表しています。



用語解説

※1 所定内賃金=所定内労働に働いた際に支払われる賃金の総称で、残業、休出、深夜、通勤手当、食事手当（現物支給的手当）などを除いた賃金。

● 分位数=労働者を賃金の低い者から高い者へと並べて等分し、低い方から第何番目の節に位置するかを示す値。



※2 第1十分位=全体を十等分し、低い方から1/10(10%)にあたる人の賃金。

年齢別賃金特性値表

単位=千円

全産業・男女計

連合板木2020年度

年齢別賃金特性値表

単位=千円

300人未満・男女計

連合板木2020年度

年 齢	人 数	平 均	最 小	第 1		第 1		第 3		第 9		最 大
				十 分 位	四 分 位	中 位	四 分 位	十 分 位	中 位	四 分 位	十 分 位	
18	122	173.2	160.7	162.7	175.0	175.0	175.2	175.2	175.2	176.0	181.8	188.5
19	258	176.8	159.5	167.8	171.2	178.9	178.9	187.6	187.6	187.6	180.7	239.9
20	176	181.6	163.2	171.8	175.8	178.9	185.6	195.6	195.6	195.6	209.1	
21	97	190.8	165.2	176.0	178.5	181.0	201.4	207.6	207.6	207.6	329.2	
22	126	200.7	171.4	184.7	187.9	199.0	210.8	221.2	221.2	221.2	276.1	
23	147	204.8	170.4	183.6	191.2	201.8	215.5	222.0	222.0	222.0	336.3	
24	164	217.9	168.2	196.7	204.8	216.4	229.6	242.2	242.2	242.2	313.4	
25	176	226.7	174.5	200.7	209.6	227.3	241.0	250.2	250.2	250.2	362.9	
26	189	230.7	180.5	198.6	210.4	231.8	245.5	255.7	255.7	255.7	393.0	
27	197	237.3	168.8	208.2	220.2	239.7	250.9	261.8	261.8	261.8	325.3	
28	164	241.9	174.1	208.5	230.6	243.8	256.7	266.1	266.1	266.1	304.6	
29	231	248.6	187.3	215.2	225.6	247.0	264.0	287.1	287.1	287.1	324.4	
30	247	261.0	170.5	219.0	235.0	256.0	285.2	307.5	307.5	307.5	464.9	
31	227	269.2	158.3	216.8	242.1	266.9	303.1	317.9	317.9	317.9	390.5	
32	198	270.0	171.5	219.0	245.8	269.2	295.4	316.5	316.5	316.5	380.3	
33	239	283.8	182.0	228.7	255.1	282.4	314.0	338.0	338.0	338.0	392.3	
34	233	288.8	194.8	230.2	252.3	281.7	323.2	361.2	361.2	361.2	408.0	
35	234	297.3	167.1	233.9	255.9	293.4	325.8	374.4	374.4	374.4	564.1	
36	269	309.2	162.5	241.3	265.8	305.0	358.6	390.5	390.5	390.5	430.1	
37	233	307.8	160.9	235.1	267.0	302.7	346.6	387.0	387.0	387.0	617.6	
38	230	308.7	170.9	247.6	272.6	304.5	340.8	386.6	386.6	386.6	432.4	
39	188	309.3	165.9	237.7	273.9	304.5	344.4	388.7	388.7	388.7	529.0	
40	216	310.2	162.5	240.2	271.7	307.0	351.2	388.8	388.8	388.8	543.3	
41	210	308.3	159.4	246.5	271.9	306.7	346.2	378.2	378.2	378.2	465.8	
42	203	313.3	194.2	255.7	280.0	307.9	344.6	380.3	380.3	380.3	437.8	
43	208	312.3	165.2	234.3	275.0	308.2	358.0	387.6	387.6	387.6	525.3	
44	201	315.2	172.4	245.5	276.1	308.3	354.6	393.8	393.8	393.8	507.5	
45	227	325.0	173.1	255.6	285.6	317.8	363.4	394.4	394.4	394.4	574.6	
46	232	328.3	182.7	264.9	285.6	327.5	368.8	398.6	398.6	398.6	693.9	
47	268	336.3	166.1	254.2	300.4	337.6	376.7	408.2	408.2	408.2	602.2	
48	244	338.1	169.1	270.4	297.6	339.2	378.6	416.8	416.8	416.8	461.2	
49	229	338.4	169.1	267.8	304.0	338.8	380.4	412.2	412.2	412.2	469.7	
50	195	344.4	164.8	258.4	303.9	346.1	388.8	414.1	414.1	414.1	606.2	
51	211	344.5	172.8	262.1	301.7	346.0	393.4	418.2	418.2	418.2	484.8	
52	170	347.2	170.0	274.3	300.6	353.0	400.8	422.2	422.2	422.2	463.2	
53	142	348.5	177.9	261.6	308.0	350.6	400.6	424.7	424.7	424.7	458.9	
54	123	349.9	186.3	260.2	310.2	355.3	401.6	424.9	424.9	424.9	473.9	
55	103	346.9	189.1	267.1	306.4	355.5	395.8	419.3	419.3	419.3	484.0	
56	131	346.1	175.5	278.9	304.4	350.3	391.2	417.3	417.3	417.3	468.3	
57	142	357.1	197.3	277.2	317.5	356.8	407.4	424.1	424.1	424.1	478.1	
58	100	356.2	191.9	285.1	316.4	362.0	408.9	422.5	422.5	422.5	519.0	
59	107	345.9	172.6	244.9	301.2	350.0	401.8	428.5	428.5	428.5	494.5	
60	18	340.1	181.3	257.1	297.2	336.9	384.0	423.6	423.6	423.6	479.8	
61	4	217.6	204.5	206.6	209.7	217.4	225.3	228.8	228.8	228.8	231.1	
62	1	217.0	217.0	217.0	217.0	217.0	217.0	217.0	217.0	217.0	217.0	
63	2	156.6	149.5	150.9	153.0	156.6	160.1	162.2	162.2	162.2	163.6	
64	1	188.4	188.4	188.4	188.4	188.4	188.4	188.4	188.4	188.4	188.4	
65												
計	8033	290.1	149.5	193.0	235.0	286.7	343.0	390.9	390.9	390.9	693.9	

年 齢	人 数	平 均	最 小	第 1		第 1		第 3		第 9		最 大
				十 分 位	四 分 位	中 位	四 分 位	十 分 位	中 位	四 分 位	十 分 位	
18	18	172.3	163.1	163.1	169.1	170.0	176.0	181.8	181.8	181.8	188.5	
19	59	171.8	159.5	162.4	168.4	174.9	180.7	180.7	180.7	180.7	239.9	
20	46	179.2	163.2	166.6	168.1	173.0	185.4	203.8	203.8	203.8	209.1	
21	45	193.0	165.2	171.0	177.0	179.0	193.4	216.1	216.1	216.1	329.2	
22	43	199.1	174.5	181.2	185.4	196.4	205.9	223.5	223.5	223.5	276.1	
23	54	195.0	170.4	178.7	185.9	191.2	200.4	204.5	204.5	204.5	336.3	
24	44	207.3	168.2	181.5	190.0	205.2	216.1	237.2	237.2	237.2	313.4	
25	47	213.3	174.5	183.8	196.6	204.6	212.8	241.0	241.0	241.0	362.9	
26	59	218.7	180.5	190.4	196.0	207.6	235.5	249.7	249.7	249.7	393.0	
27	54	221.0	168.8	193.3	205.2	216.0	239.5	249.8	249.8	249.8	318.1	
28	53	227.0	174.1	202.4	207.7	219.3	250.0	258.8	258.8	258.8	282.4	
29	73	233.1	187.3	209.4	211.4	226.3	250.0	271.3	271.3	271.3	296.4	
30	66	234.2	170.5	205.0	214.0	228.8	246.3	261.2	261.2	261.2	464.9	
31	77	240.1	158.3	202.0	215.0	231.6	256.4	287.5	287.5	287.5	387.4	
32	69	240.7	171.5	209.8	217.9	234.5	263.5	274.5	274.5	274.5	380.3	
33	64	247.2	182.0	212.1	219.1	246.9	269.6	286.1	286.1	286.1	335.0	
34	66	246.7	194.8	211.4	223.9	243.4	265.3	292.5	292.5	292.5	306.0	
35	72	261.5	167.1	218.1	225.6	251.6	288.6	313.6	313.6	313.6	564.1	
36	77	264.2	162.5	198.2	231.0	260.9	301.2	313.4	313.4	313.4	424.8	
37	73	272.0	160.9	215.1	227.9	265.9	293.5	328.2	328.2	328.2	617.6	
38	74	268.0	170.9	205.1	236.0	271.4	298.1	322.1	322.1	322.1	361.3	
39	60	269.7	165.9	209.8	230.3	269.5	301.5	328.9	328.9	328.9	529.0	
40	76	267.2	162.5	206.2	234.5	264.5	294.8	326.0	326.0	326.0	543.3	
41	78	273.2	159.4	227.8	245.7	271.8	305.2	324.3	324.3	324.3	380.0	
42	78	283.5	194.2	235.1	259.4	281.4	304.5	337.1	337.1	337.1	380.4	
43	90	279.2	165.2	213.8	236.6	275.9	313.2	347.3	347.3	347.3	525.3	
44	89	291.1	172.4	212.1	259.5	287.5	324.2	357.3	357.3	357.3	507.5	
45	92	294.0	173.1	235.6	257.6	295.9	318.6	353.1	353.1	353.1	574.6	
46	80	2										

2. 都道府県別リビングウェイジ（単身世帯及び2人世帯）

連合リビングウェイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に試算しているものである。春季生活闘争において構成組織・地方連合会が最低到達水準を決定する際の参考指標として、地域別最低賃金審議会における金額審議の際の労働者側の主張の根拠として、あるいは企業内最低賃金を年齢別に定める際の参考資料として、広く活用されている。

2003年4月に埼玉県さいたま市において実施した調査にもとづき、「賃金ミニマム指標プロジェクト報告」として公表し、以降5年ごとにさいたま市で調査を実施し、(2008年6月および2013年6月)、改定データを公表してきた。

2017連合リビングウェイジ
～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準の試算～ より
(円)

都道府県	修正した地域物価指数		単身世帯		2人世帯／父子	
	住居費 以外*1	住居費 *2	自動車なし	自動車あり	自動車なし	自動車あり
	さいたま市=100		時間額 *3	月額	月額	月額
1 北海道	98.1	65.7	940	154,000	205,000	202,000
2 青森	97.3	59.3	910	150,000	200,000	197,000
3 岩手	97.0	64.8	930	152,000	202,000	199,000
4 秋田	96.4	60.2	910	149,000	199,000	196,000
5 山形	99.1	67.7	950	156,000	207,000	205,000
6 宮城	96.6	77.3	960	158,000	207,000	205,000
7 福島	98.2	65.6	940	154,000	205,000	202,000
8 群馬	94.6	67.9	920	151,000	200,000	197,000
9 栃木	96.8	74.9	960	157,000	207,000	204,000
10 茨城	95.7	73.3	950	155,000	204,000	202,000
11 埼玉	98.5	93.1	1,020	167,000	218,000	217,000
12 千葉	97.8	90.0	1,010	165,000	215,000	214,000
13 東京	100.3	121.9	1,120	183,000	235,000	235,000
14 神奈川	101.2	106.8	1,080	177,000	229,000	229,000
15 山梨	96.7	68.1	940	154,000	203,000	201,000
16 長野	95.5	71.0	930	153,000	203,000	200,000
17 静岡	96.2	80.9	970	159,000	208,000	207,000
18 愛知	96.5	81.6	980	160,000	209,000	207,000
19 岐阜	95.4	71.6	940	154,000	203,000	200,000
20 三重	97.1	72.7	950	156,000	206,000	204,000
21 新潟	97.2	70.2	950	155,000	205,000	203,000
22 富山	96.9	70.8	950	155,000	205,000	202,000
23 石川	98.7	70.7	960	157,000	208,000	206,000
24 福井	97.7	71.0	950	156,000	206,000	204,000
25 滋賀	97.8	78.5	980	160,000	210,000	208,000
26 京都	98.9	85.0	1,000	164,000	215,000	213,000
27 奈良	94.9	74.7	940	154,000	203,000	201,000
28 和歌山	98.6	66.4	950	155,000	206,000	203,000
29 大阪	97.9	86.6	1,000	164,000	214,000	213,000
30 兵庫	98.6	85.3	1,000	164,000	215,000	213,000
31 鳥取	97.2	65.0	930	153,000	203,000	200,000
32 島根	98.5	61.7	930	153,000	204,000	200,000
33 岡山	96.5	72.6	950	155,000	205,000	203,000
34 広島	97.6	75.6	960	158,000	208,000	206,000
35 山口	97.7	63.5	930	153,000	203,000	200,000
36 香川	97.0	71.0	950	155,000	205,000	203,000
37 徳島	97.7	66.0	940	154,000	204,000	201,000
38 高知	97.9	62.4	930	152,000	203,000	200,000
39 愛媛	97.3	66.6	940	154,000	204,000	201,000
40 福岡	95.7	73.7	950	155,000	204,000	202,000
41 佐賀	95.6	65.4	920	151,000	200,000	197,000
42 長崎	98.2	66.7	950	155,000	205,000	203,000
43 熊本	97.6	65.3	930	153,000	204,000	201,000
44 大分	96.2	64.3	920	151,000	201,000	198,000
45 宮崎	95.2	61.2	900	148,000	197,000	195,000
46 鹿児島	94.6	60.9	900	148,000	196,000	193,000
47 沖縄	97.7	69.7	950	156,000	206,000	203,000

*1「2016年小売物価統計調査(構造編)」(総務省統計局)の「家賃を除く総合」指数を用い、さいたま市=100として都道府県別に指数を算出した。

*2「2013年住宅・土地統計調査」(総務省統計局)の「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額を用い、さいたま市=100として都道府県別に指数を算出した。

*3月額を2016年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)所定内実労働時間数(全国平均164時間)で除し、10円未満は四捨五入した。(所定内実労働時間数=総実労働時間数-超過実労働時間数)

3. 「2020 地域ミニマム運動」都道府県 産業別特性値 (2021 地域ミニマム・規模計)

(1) 連合全体 [2020 年度賃金実態調査]

【賃金水準は単位千円】

		全産業	金属	化学・繊維	食品	資源・エネルギー	交通・運輸	サービス・一般	情報・出版	商業・流通	保険・金融	建設・資材・林産
全体	平均年齢	39.4	39.4	39.5	38.1	39.3	42.0	38.1	38.6	39.0	35.2	37.3
	勤続	15.1	16.0	16.0	13.8	17.1	13.6	12.9	13.8	13.8	12.2	12.6
	人数	600,089	351,642	31,993	12,192	13,675	50,575	43,377	16,594	62,677	3,201	14,163
	平均	283.0	290.1	281.4	261.7	330.9	246.5	271.5	274.3	280.6	273.8	271.2
	第1十分位	190.9	197.5	190.1	176.7	202.3	174.2	185.0	200.1	191.0	198.5	188.0
	第1四分位	224.1	233.7	226.6	209.0	241.3	195.4	213.0	225.6	218.5	218.0	217.0
	中位	272.0	282.0	276.1	248.3	310.9	230.0	257.7	268.2	262.2	257.1	257.7
	第3四分位	331.3	340.2	329.2	305.6	419.8	280.5	317.2	317.3	316.0	320.5	314.2
	第9十分位	390.0	393.2	380.5	364.8	491.4	341.1	379.8	358.9	404.5	377.1	374.0

(2) 北関東3県

		全産業	金属	化学・繊維	食品	資源・エネルギー	交通・運輸	サービス・一般	情報・出版	商業・流通	保険・金融	建設・資材・林産
群馬	平均年齢	38.7	39.5	41.0	31.5	43.9	47.4	38.5	40.3	36.4		39.9
	勤続	13.5	15.2	16.2	6.8	10.7	10.8	13.5	9.4	12.6		18.1
	人数	4,835	2,242	200	639	7	371	285	20	689		382
	平均	244.2	250.8	242.5	230.3	211.7	203.8	244.0	243.2	251.9		255.3
	第1十分位	187.0	185.6	195.4	196.0	169.3	175.0	185.0	210.5	191.1		195.9
	第1四分位	206.9	214.0	209.3	209.0	188.0	185.6	197.1	229.9	208.9		229.7
	中位	237.6	244.5	236.0	226.5	211.0	199.5	229.5	246.3	252.9		258.1
	第3四分位	275.5	283.4	271.8	246.5	224.3	216.0	280.0	259.0	289.5		279.0
	第9十分位	308.9	317.2	305.2	274.1	253.7	239.0	343.2	265.7	319.5		308.3
栃木	平均年齢	38.1	37.9	38.9			44.0			42.8		
	勤続	14.4	14.5	9.4			13.3			7.2		
	人数	8,033	7,652	47			281			50		
	平均	290.1	293.1	230.8			219.0			298.7		
	第1十分位	193.0	196.1	192.9			171.7			231.2		
	第1四分位	235.0	239.4	207.7			188.3			250.7		
	中位	286.7	290.0	230.0			208.5			291.9		
	第3四分位	343.0	346.0	250.0			245.4			333.4		
	第9十分位	390.9	393.1	269.4			276.3			374.1		
茨城	平均年齢	39.2	39.5	40.2	34.1	38.4	43.6	46.0	42.5	37.9	33.1	38.6
	勤続	15.8	17.0	15.7	11.9	17.0	11.4	17.7	18.4	12.3	9.8	16.9
	人数	38,005	26,273	993	24	186	118	388	926	7,492	910	695
	平均	293.5	296.0	299.9	214.7	290.4	241.6	309.6	273.7	292.3	243.2	296.2
	第1十分位	206.1	206.2	213.0	180.1	200.6	209.1	207.9	208.8	212.2	181.8	194.5
	第1四分位	240.3	243.1	254.1	190.4	226.3	223.8	244.9	234.6	238.0	200.9	233.8
	中位	285.0	289.9	295.6	214.0	260.0	241.4	303.9	275.3	277.5	238.3	287.8
	第3四分位	341.2	345.2	347.7	234.0	333.7	260.3	367.0	310.0	331.7	278.3	358.9
	第9十分位	391.7	391.7	390.3	256.0	440.5	274.1	410.3	345.0	403.0	315.5	401.0

4. 連合全体の賃金実態

参考-1 月例賃金の試算 (300人未満規模・平均)

①2020「地域ミニマム運動」集計データ (39.6歳、14.2年) 261,276円 (前年 255,615円)

②2020最終回答集計結果 (加重 34.7万人) 250,798円 (前年 248,644円)

(単純 3,359組合) 243,185円 (前年 241,439円)

参考-2 連合全体の月例賃金 (2020「賃金・一時金・退職金調査」速報値より)

<生産・事務技術労働者計 (所定内賃金) > (単位:円)

分類	30歳	35歳
主要組合	平均	272,824
	中央値	272,634
登録組合	平均	261,440
	中央値	259,912

参考-3 年齢別最低保障賃金の参考値

(2020「地域ミニマム運動」集計データ: 300人未満・第1四分位)

・30歳: 206,400円 (前年 202,800円)

・35歳: 223,900円 (前年 217,000円)

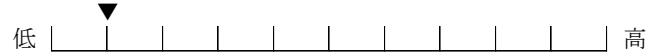
<参考>

「賃金実態調査集計結果の見方」用語解説

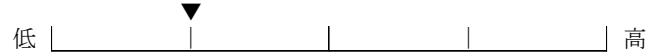
【分位数について】

労働者を賃金の低い者から高い者へと並べて、何等分目かに位置する者の値。

①第1十分位数=全体を十等分し、低い方から10%目(1/10)にあたる人の賃金
第1・十分位数



②第1四分位数=全体を四等分し、低い方から25%目(1/4)にあたる人の賃金
第1・四分位数



③中位数=全体のちょうど真ん中(50%目)にあたる人の賃金
5人なら3番目の人、6人なら3番目の人と4番目の人を
足して2で割ったものになります

中位数



④第3四分位数=全体を四等分し、低い方から75%目(3/4)にあたる人の賃金
第3・四分位数



⑤第9十分位数=全体を十等分し、低い方から90%目(9/10)にあたる人の賃金
第9・十分位数



5. 連合加盟構成組織の賃上げ要求内容（1月27日時点）

産別	個別銘柄（年齢ポイント）ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」																												
自動車総連	<p>個別ポイント賃金は、技能職若手労働者（若手技能職）及び技能職中堅労働者（中堅技能職）とし、各単組の目指すべき賃金水準に向けて、それぞれの状況を踏まえて要求する。</p> <p>すでに締結している単組は、それぞれの状況を踏まえ、着実に取り組みの前進を図る。</p> <p>①各単組の目指すべき企業内最低賃金に向けた締結額の引き上げを図る。 ・18歳の最低賃金要求は「164,000円以上」とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目指すべき賃金水準</th> <th>技能職若手労働者（若手技能職）</th> <th>技能職中堅労働者（中堅技能職）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1基準</td> <td>賃金センサスプレミア</td> <td>323,200円</td> <td>370,000円</td> </tr> <tr> <td>第2基準</td> <td>自動車産業プレミア（新規追加）</td> <td>282,000円</td> <td>328,000円</td> </tr> <tr> <td>第3基準</td> <td>自動車産業アドバンス</td> <td>254,000円</td> <td>292,000円</td> </tr> <tr> <td>第4基準</td> <td>自動車産業目標</td> <td>239,000円</td> <td>272,000円</td> </tr> <tr> <td>第5基準</td> <td>自動車産業スタンダード</td> <td>220,000円</td> <td>248,000円</td> </tr> <tr> <td>第6基準</td> <td>自動車産業ミニマム</td> <td>215,000円</td> <td>240,000円</td> </tr> </tbody> </table>	目指すべき賃金水準		技能職若手労働者（若手技能職）	技能職中堅労働者（中堅技能職）	第1基準	賃金センサスプレミア	323,200円	370,000円	第2基準	自動車産業プレミア（新規追加）	282,000円	328,000円	第3基準	自動車産業アドバンス	254,000円	292,000円	第4基準	自動車産業目標	239,000円	272,000円	第5基準	自動車産業スタンダード	220,000円	248,000円	第6基準	自動車産業ミニマム	215,000円	240,000円
目指すべき賃金水準		技能職若手労働者（若手技能職）	技能職中堅労働者（中堅技能職）																										
第1基準	賃金センサスプレミア	323,200円	370,000円																										
第2基準	自動車産業プレミア（新規追加）	282,000円	328,000円																										
第3基準	自動車産業アドバンス	254,000円	292,000円																										
第4基準	自動車産業目標	239,000円	272,000円																										
第5基準	自動車産業スタンダード	220,000円	248,000円																										
第6基準	自動車産業ミニマム	215,000円	240,000円																										
自治労	<p>到達目標（ポイント賃金）：30歳 248,775円、35歳 293,807円、40歳 343,042円</p> <p>【公共民間単組】</p> <p>①賃金カーブ維持相当分4,500円+賃金改善分6,000円以上</p> <p>②2021春闘において掲げる自治体最低賃金（月額165,900円以上、日額8,300円以上、時間額1,070円以上。ただし時給については1,100円以上）の確保</p> <p>【民間交通単組】</p> <p>4%以上引き上げ、または「賃金カーブ維持相当分4,500円+賃金改善分6,000円」として10,500円以上引き上げ</p> <p>【全国一般など地場中小民間労組】</p> <p>①平均引き上げ要求13,500円以上（賃金カーブ維持分4,500円+生活維持・向上分7,200円以上+格差是正・歪みは正分1,800円）</p> <p>②パートタイム（短時間）労働者の時給引き上げ50円以上</p> <p>③最低賃金月額165,900円（国公行（一）1級17号）以上、日額8,300円以上、時給1,070円以上とすること。ただし、時給については最低1,100円以上に引き上げ</p>																												
UAゼンセン	<p>賃金体系維持分に加え、2%を目標に格差是正に取り組む。賃金体系が維持されていない組合は、賃金体系維持分を含めた要求総額として9,500円または4%を目標に格差是正に取り組む。</p> <p>ミニマム水準（諸手当を除く基本賃金）</p> <p>◆高卒35歳・勤続17年（基本賃金）240,000円 ◆大卒30歳・勤続8年（基本賃金）240,000円</p> <p>最低賃金は、必要生計費を基本に最低賃金の現状をふまえ月額は169,000円、時間額は月額を平均的な労働時間で除した1,040円をもとに、消費者物価の地域差を勘案して各都道府県別に算出した金額以上とする。</p> <p>月の所定労働時間が平均的な労働時間を超える場合、所定労働時間に比例して増額した金額を月額とする。なお、法定最低賃金×110%に達していない場合は、まずその水準をめざす。</p> <p>・短時間（パートタイム）組合員の平均賃金引き上げ制度昇給分に加え、2%を目標に時間額を引き上げる。制度昇給分が明確でない場合は、制度昇給分を含めた要求総額として4%を目標に引き上げる。</p> <p>正社員（フルタイム）組合員との均等・均衡を考慮し、格差是正が必要な場合は正社員組合員以上の要求を行う。正社員組合員と同視すべき短時間（パートタイム）組合員は、正社員組合員と同様に要求する。</p>																												
JAM	<p>標準労働者：高卒直入者・所定内賃金</p> <p>到達基準 30歳 270,000円、35歳 310,000円 目標基準 30歳 280,000円、35歳 320,000円</p> <p>平均賃上げ要求基準</p> <p>JAMの賃金構造維持分4,500円に6,000円を加え「人への投資」として、10,500円以上</p> <p>JAM一人前ミニマム基準</p> <p>18歳 164,000円、20歳 177,000円、25歳 209,000円、30歳 240,000円、35歳 270,000円</p> <p>40歳 295,000円、45歳 315,000円、50歳 335,000円</p> <p>初任給等の年齢別最低賃金は個別賃金水準の一つとして協定化に取り組む。</p> <p>18歳 164,000円、25歳 167,500円、30歳 192,000円、35歳 216,000円</p>																												

<p>電機連合</p>	<p>【統一要求基準】</p> <p>○ 開発・設計職基幹労働者賃金（基本賃金）〔スキル・能力基準：『レベル4』30歳相当〕 水準改善額（引上額）2,000円以上 賃金体系維持を図ったうえで、現行個別賃金水準の改善〔登録した現行水準（要求ベース）の水準改善〕を行う。</p> <p>【統一目標基準】</p> <p>○ 製品組立職基幹労働者賃金（基本賃金）〔スキル・能力基準：『レベル4』35歳相当〕 「開発・設計職基幹労働者賃金」の水準改善額に見合った額 賃金体系維持を図ったうえで、現行個別賃金水準の改善〔登録した現行水準（要求ベース）の水準改善〕を行う。</p> <p>各労働条件に数段の基準を定め「政策指標」とし、各加盟組合が産別内の立ち位置を検証するために「ベンチマーク指標」を作成する。</p> <p>【統一目標基準】</p> <p>○高卒初任給 169,000円以上の水準に改善する（現行水準に対して、1,000円の引き上げを念頭に設定）。 ○大卒初任給 217,000円以上の水準に改善する（現行水準に対して、1,500円の引き上げを念頭に設定）。 ○25歳最低賃金（基本賃金） 183,500円以上の水準に改善する（現行水準に対して、1,500円の引き上げを念頭に設定）。 産業別最低賃金（18歳見合い）と25歳最低賃金を直線で結ぶことを基本とし、年齢別最低賃金として協定する。 ○40歳最低賃金（基本賃金） 230,500円以上の水準に改善する（現行水準に対して、1,500円の引き上げを念頭に設定）。 年齢別最低賃金を40歳まで年齢ごとに設定し、協定する。</p>																											
<p>J P 労 組</p>	<p>正社員の賃金改善については、①連合がめざす「最低到達水準」（30歳および35歳）に、一般職【共通モデル】の賃金が到達していないこと、②俸給ピッチの違いから、一般職の賃金が高まりにくいこと、等から、一般職と地域基幹職等の賃金差改善分に充当するよう要求交渉を展開する。</p>																											
<p>基幹労連</p>	<p>1) 賃金改善 AP21春季取り組みで賃金改善に取り組む組合は、AP20春季取り組み方針にもとづくものの現下の状況に鑑み、要求額は2021年度3,000円を基本とし、部門・部会でまとまりをもって取り組む。具体的な配分にあたっては、基本賃金項目への配分をめざしつつ、課題解決の観点もふまえ、最も効果的なあり方を各組合で追求する。そのうえで、産業・企業のおかれた厳しい状況により取り組みが困難な組合については、個別判断を尊重する。 加えて60歳以降者についても、60歳以前者のAP春季取り組み成果が適切に反映されるよう取り組む。</p> <p>2) 定期昇給 定期昇給については、制度の実施およびその確認、または定期昇給相当分を確保する。定期昇給制度未確立または未整備な組合については、制度化ないし整備に取り組む。定期昇給制度未確立または未整備の状態で取り組む場合の定期昇給額または相当額・率は次のとおりとする。</p> <p>① 標準労働者（35歳・勤続17年）を基準とする場合は3,700円（年功的要素のみ）とする。 ② 平均方式の場合は、平均基準内賃金の2%相当を目安とする</p>																											
<p>電力総連</p>	<p>自社の賃金実態を把握し、個別賃金水準が「電力総連ミニマム水準」に到達していない加盟組合は、最低限必要な生計費を確保する観点から、その水準に到達するよう取り組む。</p> <table border="1" data-bbox="230 1628 1341 1808"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>18歳</th> <th>20歳</th> <th>25歳</th> <th>30歳</th> <th>35歳</th> <th>40歳</th> <th>45歳</th> <th>50歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養</td> <td>単身</td> <td>単身</td> <td>単身</td> <td>配偶者+子1</td> <td>配偶者+子2</td> <td>配偶者+子2</td> <td>配偶者+子2</td> <td>配偶者+子2</td> </tr> <tr> <td>水準（円）</td> <td>153,800</td> <td>162,300</td> <td>188,300</td> <td>225,200</td> <td>277,500</td> <td>310,700</td> <td>337,000</td> <td>357,800</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	18歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	扶養	単身	単身	単身	配偶者+子1	配偶者+子2	配偶者+子2	配偶者+子2	配偶者+子2	水準（円）	153,800	162,300	188,300	225,200	277,500	310,700	337,000	357,800
年齢	18歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳																				
扶養	単身	単身	単身	配偶者+子1	配偶者+子2	配偶者+子2	配偶者+子2	配偶者+子2																				
水準（円）	153,800	162,300	188,300	225,200	277,500	310,700	337,000	357,800																				
<p>ゴム連合</p>	<p>【ゴム連合賃金目標水準・到達水準・最低水準】 *35歳・高卒正規入社17年勤続・生産技能職・4人世帯 目標水準：324,000円 到達水準：299,000円 最低水準：244,000円</p>																											

全電線	<p>①「定期昇給をはじめとする賃金構造維持分の確保」を図ったうえで、ベースアップのみではなく賃金原資増額の観点や賃金カーブの是正、底上げ、格差是正など、幅広い概念での位置づけで賃金改善に取り組む。</p> <p>②「電線産業にふさわしい賃金水準」の実現に向け、基幹労働者（技能職35歳相当）の「あるべき水準」を参考に取り組む。</p> <p>目標基準：めざすべき水準； 338,000円以上 到達基準：到達すべき水準； 310,000円以上 最低基準：最低確保すべき水準； 248,000円以上</p> <p>③賃金構造維持分が制度上で確保されていない単組は、賃金制度の確立や賃金構造維持分確保のための仕組みづくりに向け取り組む。また、賃金構造維持分として4,500円の要求をした上で、賃金改善に取り組む。</p> <p>④大手追従、大手準拠からの転換を図る観点や格差の実態を踏まえ、賃金水準が低位にある単組は、主体的判断のもと3,000円以上の賃金改善に取り組む。</p> <p>⑤18歳の位置づけで協定化を図るとともに、具体的水準については到達闘争として165,000円以上の引き上げに取り組む。</p>																																										
運輸労連	<p>平均要求方式としての統一要求基準は、所定内労働時間賃金に定期昇給（相当）分の1.5%と、賃金改善分（格差是正分含む）としての3.0%を加えた4.5%を乗じたものとし、賃上げ要求額は10,800円中心。</p> <p>地域実態と隔たりの大きい場合には、地域のベース賃金を算出して要求額を設定することとする。</p> <p>地域実態との隔たりが大きく、地域のベース賃金を基礎として設定する場合の要求額は、ブロック内の直接加盟組合における所定内労働時間賃金の単純平均に、定期昇給（相当）分の1.5%と、賃金改善分（格差是正分含む）としての3.0%を加えた4.5%を乗じて算出する。</p> <p>18歳高卒初任給の参考目標値は連合方針と同額の175,400円とする。</p>																																										
情報労連	<p>最低到達目標水準（所定内賃金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th><th>18歳</th><th>25歳</th><th>30歳</th><th>35歳</th><th>40歳</th><th>45歳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続年数</td><td>0年</td><td>7年</td><td>12年</td><td>17年</td><td>22年</td><td>27年</td></tr> <tr> <td>賃金水準</td><td>165千円</td><td>196千円</td><td>227千円</td><td>258千円</td><td>282千円</td><td>305千円</td></tr> </tbody> </table> <p>めざすべき賃金水準（所定内賃金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th><th>18歳</th><th>25歳</th><th>30歳</th><th>35歳</th><th>40歳</th><th>45歳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続年数</td><td>0年</td><td>7年</td><td>12年</td><td>17年</td><td>22年</td><td>27年</td></tr> <tr> <td>賃金水準</td><td>175千円</td><td>223千円</td><td>272千円</td><td>320千円</td><td>357千円</td><td>380千円</td></tr> </tbody> </table> <p>中小企業に対置する加盟組合は、連合が示す「規模間格差是正に向けた目標水準」および情報労連「2020年度モデル賃金」（最低到達目標水準、めざすべき水準）等を踏まえ、賃金引き上げをめざす。</p> <p>賃金制度が未整備の加盟組合については、連合が掲げる賃金カーブ維持分（4,500円）の確保を大前提とした上で、格差是正分を含む社会横断的水準（6,000円）を加えた賃金引き上げ（総額10,500円以上）をめざすとともに、定期昇給制度の確立を視野に取り組む。</p>	年齢	18歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	勤続年数	0年	7年	12年	17年	22年	27年	賃金水準	165千円	196千円	227千円	258千円	282千円	305千円	年齢	18歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	勤続年数	0年	7年	12年	17年	22年	27年	賃金水準	175千円	223千円	272千円	320千円	357千円	380千円
年齢	18歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳																																					
勤続年数	0年	7年	12年	17年	22年	27年																																					
賃金水準	165千円	196千円	227千円	258千円	282千円	305千円																																					
年齢	18歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳																																					
勤続年数	0年	7年	12年	17年	22年	27年																																					
賃金水準	175千円	223千円	272千円	320千円	357千円	380千円																																					

第2次中期賃金方針をふまえ、引き続き賃金の上げ幅だけでなく、それぞれの賃金水準(過去5年間の移動平均)を段階的に達成できるよう、「賃金の絶対値」をより意識した賃金改善に取り組みます。

(1)最低水準／年齢別の推計標準生計費(人事院勧告「標準生計費」より産労総研が試算)

30歳	35歳	40歳
187,050円	216,012円	244,976円

(2)平均水準／ポイント年齢別モデル賃金(主要組合・所定内賃金水準)

(連合「構成組織の賃金・一時金・退職金」より)

高卒、事務技術労働者

30歳	35歳	40歳
273,345円	317,360円	349,855円

高卒、生産労働者

30歳	35歳	40歳
267,193円	307,051円	337,897円

(3)到達水準／資本金5億円以上・労働者1,000人以上(中央労働委員会「賃金事情調査」より)

高卒、事務・技術労働者(総合職)

30歳	35歳	40歳
282,320円	332,320円	373,520円

高卒、生産労働者

30歳	35歳	40歳
265,460円	308,280円	344,040円

定昇相当分(賃金カーブ維持分) 2.0% プラス ベア分(生活維持分) 900円

【年齢別ミニマム基準】							
	18歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳
基本賃金	148,000	157,000	187,000	213,000	242,000	265,000	280,000
基準内賃金	159,000	166,000	196,000	229,000	263,000	290,000	303,000

【到達水準】						
	全体		高卒(標準者)		大卒(標準者)	
	30歳	35歳	30歳	35歳	30歳	35歳
基本賃金	238,000	276,000	230,000	268,000	267,000	314,000
基準内賃金	256,000	301,000	250,000	295,000	287,000	342,000

【目標水準】						
	全体		高卒(標準者)		大卒(標準者)	
	30歳	35歳	30歳	35歳	30歳	35歳
基本賃金	267,000	316,000	251,000	296,000	290,000	347,000
基準内賃金	285,000	342,000	275,000	324,000	314,000	377,000

①定期昇給相当分(賃金カーブ維持分) : 5,000円

②賃上げ分: フード連合賃金ビジョンの達成度に基づき、6,000円程度の各要求基準に取り組む。

年齢別目標水準(基本給/円)

25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
210,000	240,000	270,000	300,000	330,000	360,000	380,000

①年齢別目標水準に到達している加盟組合は、経済再生の道筋をつけていくためにも、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)の確保を大前提に、産業全体の「底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化しつつ、社会全体の賃金を「底上げ」する観点から、連合方針である2%程度の賃上げを意識し取り組む。

②定期昇給制度を持たない加盟組合は、JEC連合2020賃金労働条件実態調査結果を基本とし、平均定期昇給額の5,000円を定期昇給相当分、賃上げ要求額は平均所定内賃金の2%分にあたる6,000円の合計11,000円を要求し取り組む。

③初任給が以下の「初任給目標水準」より下回る場合は、格差是正に向け、初任給目標水準の達成をめざし要求として取り組む。

< JEC連合初任給目標水準>

高校(18歳) : 170,000円、大学(22歳) : 210,000円、修士(24歳) : 230,000円

①JR各単組をはじめ定昇(賃金カーブ維持分)の算定が可能な組合
ア)定昇(賃金カーブ維持分)を確保します。

イ)社会保障費の負担増はもとより、生活維持・改善分として「6,000円」を統一ベア要求します。
ウ)格差是正・実損回復分は必要に応じて各単組で設定します。

②定昇(賃金カーブ維持分)の算定が困難な組合
ア)「10,500円」(定昇・賃金カーブ維持分を含む)とします。
イ)格差是正・実損回復分は必要に応じて各単組で設定します。

③18歳高卒初任給の参考目標値(連合)・・・・174,600円

紙 パ 連 合	<p>①すべての組合は賃金カーブ維持分を確保した上で、実質賃金の維持・向上に向けて賃金改善に取り組む。</p> <p>②賃金改善の範囲は、月例賃金の改善を念頭に置き所定内賃金とし、取り組みを進めることとする。</p> <p>③賃金改善分として、「底上げ」「格差是正」を加味し2,000円以上とする。</p> <p><賃金カーブ維持分の把握可能な組合></p> <p>◎賃金カーブ維持分を確保し、賃金改善分2,000円以上とする。</p> <p><賃金カーブ維持分の算定が困難な組合></p> <p>◎賃金カーブ維持相当分として、5,000円+賃金改善分2,000円以上の7,000円以上とする。</p>
国 公 総 連	<p>①公務・公共部門労働者の賃金を維持・改善すること。</p> <p>②改正後の「非常勤職員給与決定指針」等に基づく、各府省の取組状況を踏まえ、現行指針のさらなる改善に向けて協議を行い、非常勤職員の着実な待遇改善について一層努力すること。2021年度については非常勤職員の給与を1時間当たり「1,100円以上」とすること。また、国に雇用される労働者の最低賃金（高卒初任給相当）を定める人事院規則を制定すること。</p>
政 労 連	
全 労 金	<p>正職員については、定期昇給維持相当分（※全単組平均5,432円）とは別に、この間の春季生活闘争等における賃金分析や賃金実態から把握した「賃金制度の歪み」を是正する観点から、個別賃金の書き換えに取り組みます。</p>
全国 ガス	<p><到達目標水準>高卒満30歳 280,000円 35歳 328,000円 <参考水準> 高卒満30歳 243,000円 35歳 273,000円 <最低到達水準>高卒満30歳 202,500円 35歳 251,400円 ◆産業別最低賃金 月額153,000円</p>
交通 労 連	<p>①トラック部会 1人あたり平均10,800円中心（所定内賃金の4.5%の引上げ）【定期昇給維持分（定期昇給制度のない組合）1.5%（3,627円）+賃金改善分（格差是正分を含む）として3.0%（7,255円）】。 但し、単組、企業及び地域の実態等を踏まえ、設定要求額の上下30%（7,560円～14,040円）の範囲内での要求額設定を認めることとする。</p> <p>②軌道・バス部会 定期昇給相当分（賃金カーブ維持分）1.75%【3,700円】+α2.0%【4,300円】（生活維持分／各組合の実態に即した要求）、最低目標は前年実績の確保。</p> <p>③ハイヤー・タクシー部会 定期昇給相当分（賃金カーブ維持分）として年収の1.0%、実質生活向上分・物価上昇分・格差是正分として年収の2.33%。</p> <p>④自校・一般部会賃金カーブ維持分（定期昇給見合い分）4,500円と、生活向上・格差是正分4,500円を踏まえた9,000円。</p>
森林 労 連	<p>①連合中小共闘方針である賃上げ水準目標6,000円（ベア2%相当額+格差是正分）・賃金カーブ維持分4,500円・総額10,500円以上を目標に要求。（全山労）</p> <p>②組合員の生活実態を踏まえ、賃金を引き上げること。（林野労組）</p>
全 水 道	<p>賃金引き上げ要求額2%を基本（5,626円、35歳 281,300円） 各単組で要求額を決定している場合は単組決定額を優先</p>
労 務 労 連	<p>《正規職員・社員》事業体の状況や労使間課題の状況等に応じて柔軟かつ積極的に取り組みを行う。 到達水準と2%程度の賃金引上げを意識し、具体的な取り組み水準は単組で判断 ◆到達水準：30歳 329,737円・35歳 374,664円 《嘱託・パート職員・社員》最低到達水準として時給1,100円を設定のうえ2%程度の賃金引上げを意識し要求を行う</p>

加盟各団体の経営環境を踏まえつつ、産別内での「底上げ・底支え」「格差是正」にこだわる。さらにコロナ禍により減額となった賞与分などを年収ベースで回復させる。そして賃金カーブを維持したうえで、月例賃金の引き上げを重視する賃金改善を求めていく。
 定昇相当分（賃金カーブ相当分）2%+賃上げ2%程度=4%程度
 全ての時給労働者は1,100円超となるよう賃金改善を要求する。

連合本部、連合栃木、構成組織の各取り組み水準値（2月4日時点）

	目標到達水準		最低賃金 時給1,100	最低到達水準		（円）
	30歳	35歳		30歳	35歳	
連合	256,000	287,000	193,600	235,000	258,000	
連合栃木	235,000	258,000	193,600	235,000	258,000	
自動車総連	239,000	272,000	164,000	215,000	240,000	
自治労	248,775	293,807	165,900			
UAゼンセン			169,000	240,000	240,000	
JAM	270,000	310,000	164,000	240,000	270,000	
電機連合			166,000	25歳：183,500	40歳：230,500	
J P労組						
基幹労連						
電力総連			153,800	225,200	277,500	
ゴム連合		324,000	244,000		299,000	
全電線		338,000	165,000		248,000	
運輸労連			175,400			
情報労連	272,000	320,000	165,000	227,000	258,000	
私鉄総連	282,320	332,320		187,050	216,012	
フード連合	285,000	342,000	159,000	229,000	263,000	
J E C連合	240,000	270,000	170,000			
J R総連			174,600			
紙パ連合						
国公総連						
政労連						
全労金						
全国ガス	280,000	328,000	153,000	202,500	251,400	
交通労連						
森林労連						
全水道		281,300				
労済労連	329,737	374,664				
メディア労連						

6. 最低到達水準の提起

地域ミニマム賃金の位置付けとして、中小の賃金水準は、地方における水準（地場相場）に少なからず影響される。よって、地域ミニマム運動で集約された組合員の賃金実態を基に、地域ミニマム賃金とともに最低到達水準値（これ以下の賃金水準の労働者をなくす金額）を提起する。

地域ミニマム賃金は、地域の最低賃金規制と位置付け、このミニマム賃金は連合栃木の内外に広く提起し、賃金カーブの維持、地場賃金の底上げと格差是正の実現を追求する。
尚、各構成組織の要求基準も参考に取り組む。

	1 2021 春闘における 最低賃金水準値	2 2020 賃金実態調査 最低賃金水準値	3 2020 賃金実態調査 平均賃金
連合全体 ・平均年齢 39.4 歳	<p>目標水準 30 歳 : 256,000 円 35 歳 : 287,000 円</p> <p>30 歳 : 235,000 円 35 歳 : 258,000 円</p>	<p>第1十位 : 189,400 円 30 歳 : 206,400 円 35 歳 : 223,900 円</p> <p>年齢別最低保障賃金の参考値 (2020「地域ミニマム運動」集計 データ: 300 人未満・第1四分位)</p>	<p>平均 : 279,800 円 30 歳 : 261,440 円 35 歳 : 298,983 円</p>
連合栃木 ・平均年齢 39.4 歳 ①全産業 (8,033 人)	<p>18 歳高卒初任給の 参考目標値……175,400 円</p> <p>30 歳 : 235,000 円 35 歳 : 258,000 円</p> <p>◎賃金実態調査を踏まえ 本部方針の最低賃金 水準値を目指す</p>	<p>①全産業 第1十位 : 210,800 円 18 歳 : 162,700 円 30 歳 : 219,000 円 35 歳 : 233,900 円</p>	<p>①全産業 平均 : 304,900 円 18 歳 : 173,200 円 30 歳 : 261,000 円 35 歳 : 297,300 円</p>
②中小 300 人未満 (2,594 人) ※全体の 34%		<p>②中小 300 人未満平均 第1十位全体平均 188,100 円 18 歳 : 163,100 円 30 歳 : 205,000 円 35 歳 : 218,100 円</p>	<p>②中小 (300 人未満) 平均 : 262,400 円 18 歳 : 172,300 円 30 歳 : 234,200 円 35 歳 : 261,500 円</p>
企業内最低賃金協定	<p>193,600 円 1,100 円 × 8 時間 × 22 日</p> <p>43 千円</p>	<p>栃木県最低賃金 (令和2年10月1日改正発行) 150,304 円 (854 円 × 8 時間 × 22 日) ※最小平均 : 149,500 円</p>	<p>※2020 春闘まとめより～ 企業内最低賃金協定の要 求・交渉を行った組合は、 (連合全体) 1,995 組合。 平均月額 163,480 円／時間 額 1,013 円、基幹的労働者 の定義を定めていない場 合、月額 162,373 円／時間 額 942 円。</p>
2017 都道府県 リピングウェイ 「最低生計費をクリア する賃金水準」	<p>18 歳 : 157,000 円 (年収 1,884,000 円)</p>		

7. 中小共闘センターの取り組み

1. 連合栃木中小共闘センターの取り組み

(1) 期間 2021年1月18日（月）（第3回闘争委員会）から闘争委員会解散まで

(2) 構成

[幹事会]

①連合栃木労働局（担当役員）

鈴木 正（JAM）、中島一実（自動車）、斎藤幸博（全電線）、
小関隆弘（電機連合）、相羽加津美（情報労連）、柴田誠一（JR総連）、
高山 裕（交通労連）、河野 快（労済労連）、
菊嶋貴之（連合栃木）、鈴木徹也（連合栃木）

②構成産別担当者（上記役員兼務）

中島一実（自動車総連）、大関寛泰（自治労）、小関隆弘（電機連合）、
角山 隆（UAゼンセン）、江田篤史（電力総連）、鈴木 正（JAM）、
相羽加津美（情報労連）、斎藤大輔（全電線・日光ユニオン）、
落合哲也（運輸労連）、増渕光二（私鉄総連）

③地協担当者

小田敏宏（宇河）、渡部 貢（那須）、木谷 悟（なんたい）、
高橋大介（わたらせ）、神原康博（下都賀）、千葉 周（芳賀）

④連合栃木事務局 菊嶋貴之、鈴木徹也、安發敦子

〔役員体制〕 代表（主宰）：鈴木 正

代表代理：中島一実、斎藤幸博

幹事：代表、代表代理、事務局を除く全員

事務局長：菊嶋貴之

[中小共闘センターへの単組登録]

構成組織へ中小・地場組合を中心に、中小共闘センターへ参加（単組の登録）し、取り組み強化の観点から、地域や産業に応じた柔軟な共闘参加により強化・拡充をはかる。

(3) 具体的な進め方

- ①構成組織および地域協議会と連携し情報の共有化を図るとともに、登録組合毎の要求・回答・妥結結果（賃上げ額・率）などの情報を集約し、分析結果を公表する。
- ②関係構成組織・地域協議会と連携し、交渉が難航する組合の支援をはかる。
- ③中小共闘センター幹事会を計画的に開催し推進する。

(4) 具体的な中小組合の取り組み〔企業規模間格差是正〕（連合2021春季生活闘争方針より抜粋）

- ①賃金カーブ維持分は、労働力の価値の保障により勤労意欲を維持する役割を果たすと同時に、生活水準保障でもあり必ずこれを確保する。定期昇給制度がない組合は、人事・賃金制度の確立を視野に入れ、労使での検討委員会などを設置して協議を進めつつ、定期昇給制度の確立に取り組む。
- ②すべての中小組合は、①にもとづき、賃金カーブ維持相当分（1年・1歳間差）を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標（「4. 連合の賃金実態」参照）を比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引き上げを求める。また、獲得した賃金改善原資の各賃金項目への配分等にも積極的に関与する。
- ③賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、連合加盟中小組合の平均賃金水準（約25万円）と賃金カーブ維持分（1年・1歳間差）をベースとして組み立て、連合加盟組合平均賃金水準（約30万円）との格差を解消するために必要な額を加えて、引き上げ要求を設定する。すなわち、賃金カーブ維持分（4,500円）の確保を大前提に、連合加盟組合平均水準の2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円を賃上げ目標とし、総額10,500円以上を目安に賃上げを求める。

(5) 中小組合支援の取り組み（連合 2021 春季生活闘争方針より抜粋）

- ① 相場形成および先行する組合の結果を続く組合に波及させるため、「地場共闘」の強化をはかりつつ効果的に情報を発信し、中小のみならず未組織の組合や有期・短時間・契約等で働く労働者の「底支え」「格差是正」へつながる体制を強化する。
- ② 中小企業の賃金水準は、地域における賃金水準に少なからず影響されるため、「地域ミニマム運動」を積極的に推進し、地域の賃金水準（「2020 地域ミニマム運動」都道府県別・大括り産業別の賃金特性値）を組織内外・地域全体に開示することにより、地場の職種別賃金相場形成の運動を進めていく。
- ③ 構成組織・地域協議会と連携して支援オルグの取り組みを強化する。
- ④ 経営者宛ての「2021 春季生活闘争（賃金交渉）に関するお願い文書」（仮称）を送付する。
- ⑤ その他、幹事会の協議において検討し推進する。

2. 地域協議会の取り組み

- (1) 地域協議会内における中小共闘参加単組へ、春闘学習会や中小共闘連絡会議などへ参加を呼び掛け、意見交換・情報交換につとめ、地域共闘の強化をはかる。
- (2) 連合栃木及び構成組織と連携し、地域の中小共闘参加組合の交渉状況把握に努める。
- (3) 連合栃木及び構成組織と連携し、産別未加盟労組や未組織に対して春闘情報など有効的に活用し共闘拡大を進める。
- (4) 「地域協議会春闘学習会・中小共闘連絡会議」開催状況

地協	開催日・場所	内容	参加人数
宇河地協	2月24日（水）18:30～ 栃木県労働者福祉センター	【学習会】 ・2021春闘方針説明 ・グループワーク 春闘要求内容、交渉方法等の情報交換	名
	3月30日（火）18:30～ 栃木県労働者福祉センター	【中小共闘連絡会議】 ・2021春闘情報 ・講演	名
	関係資料配布	元気派宣言：50部、連合白書：10部	
那須地協	2月16日（火）18:30～ TOKO- TOKO おおたわら	【学習会】 「コロナ禍で変化した家計を立て直せ！」 ～FPが伝える家計改善のこつ～ 講師：(株) FPユニオンLabo 執行委員 植田一樹氏	35名
	関係資料配布	元気派宣言：50部、連合白書：10部	
なんたい地協	2月2日（水）18:00～ 今市公民館	【春闘セミナー】 ・講演 「少子化を克服し安心して暮らせる魅力ある 日本を創造するために（仮題）」福田代議士	※ 中止
	2月24日（水）18:30～	・2021春闘方針について 連合栃木鈴木副事務局長 ・2021春闘連絡会議（取り組み状況報告・意見交換他）	名
	関係資料配布	元気派宣言：データ活用、連合白書：10部	
わたらせ地	1月27日（水）18:00～ ホテルサンルート佐野	【学習会】 ・2021春闘方針について 連合栃木菊嶋副事務局長 ・市議会報告 各議員	26名

	関係資料配布	元気派宣言：50部、連合白書：10部	
下都賀地協	1月23日（土）9:30～ 栃木市・サンプラザ	【学習会】 ・2021春闘方針 ・労働金庫、全労済より事業（商品）説明	※ 中止
	関係資料配布	元気派宣言：100部、連合白書：10部	
芳賀地協	1月27日（水）18:15～ 真岡市青年女性会館	【学習会】 ・テーマ「働き方改革と多様で柔軟な働き方の課題」 講師 栃木働き方改革支援センター 小沼副センター長	※ 中止
	関係資料配布	元気派宣言：50部、連合白書：10部	

★連合本部・連合栃木のホームページの案内

①連合本部 連合 クリック



②連合栃木 連合栃木 クリック



担当：連合栃木菊嶋（副事務局長）宇都宮市中戸祭町821労働者福祉センター3階

電話：028-650-5555 FAX：028-650-5566

メール：t-kikushima@tochigi.jtuc-rengo.jp



以上